研究センター理事長から国立研究開発法人国立国際医療研究センターの工事に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。構成員の数は２社または３社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の10分の６以上であること。

② 次の⑵から⑾までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。

⑵ 国立研究開発法人国際医療研究センター契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第６条及び第７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

⑶ 厚生労働省から関東甲信越ブロックにおける「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東甲信越ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷ 厚生労働省から関東甲信越ブロックにおける「建築一式工事」のＡ等級又はＢ等級に格付けされ、一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については1,050点以上とする。

⑸ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当センターの理事長、独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑺ 平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した以下の要件を満たす工事の施工実績を有すること。単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％の場合に限る。また施工実績は施工中のものを除く）

① ＲＣ造、ＳＲＣ造又はＳ造地上４階建て以上の、延床面積10,000㎡以上の病院の耐震補強及び改修工事。（耐震補強及び改修工事の施工面積は、5,000㎡以上で居ながら施工の実績を有すること。）

② ＲＣ造、ＳＲＣ造又はＳ造地上４階建て以上の、延床面積7,000㎡以上の病院の耐震補強及び改修工事。（耐震補強及び改修工事の施工面積は、3,500㎡以上で居ながら施工の実績を有すること。）

⑻ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

② 平成12年度以降に上記⑺①に掲げる基準を満たす完成・引渡しが完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成18年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成18年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成18年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

⑼ 上記１に示した工事にかかる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽ 東京都内に本店、支店又は営業所が存在すること。

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３ 入札手続等

⑴ 入札書の提出場所、契約事項を示す場所、入札説明書の交付場所、問い合わせ先

〒162―8655 東京都新宿区戸山１―21―１ 国立研究開発法人国立国際医療研究センター 調達企画室長 秋山 宏治 電話03―5273―5291

⑵ 入札説明書の交付期間、場所及び方法 平成27年６月５日から平成27年６月19日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日９時00分から17時00分まで）⑴の担当部局にて交付する。

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法 平成27年６月５日９時00分から平成27年６月19日17時00分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）までに⑴の担当部局に持参すること。（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。）

⑷ 入札書の受領期限 平成27年７月23日17時00分

⑸ 入札及び開札の日時及び場所 平成27年７月24日14時00分院内会議室

４ その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

⑶ 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷ 落札者の決定方法 契約事務取扱細則第36条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸ 契約書作成の要否 要。

⑹ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

⑺ 関連情報を入手するための照会窓口 ３⑴に同じ。

⑻ 共同企業体としての認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 共同企業体としての資格の認定及び２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

⑼ 電気設備工事及び機械設備工事について、請負業者又は下請契約を締結する下請建設業者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者を専任で配置すること。

① 電気設備工事

一 １級電気工事施工管理技士の資格を有するものであること。

二 平成12年度以降に、２⑺①に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。

② 機械設備工事

一 １級管工事施工管理技士の資格を有するものであること。

二 平成12年度以降に、２⑺①に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。

⑽ 詳細は入札説明書による。